

議案第 6 2 号

墨田区教育委員会教育長任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会教育長に任命したいので、その同意を求める。

記

住 所 東京都足立区扇一丁目 5 5 番 3 2 号

氏 名 加 藤 裕 之

生年月日 昭和 3 2 年 2 月 9 日

所属政党 無所属

（提案理由）

教育委員会委員（教育長）の辞職により、新たに教育委員会教育長を任命する必要がある。

(参考)

加藤裕之略歴

現住所 東京都足立区扇一丁目55番32号

生年月日 昭和32年2月9日

学歴 中央大学法学部法律学科卒業(昭和56年3月)

職歴 東京都庁入庁(昭和56年12月)

東京都立青鳥養護学校事務室長(平成12年8月 - 平成15年5月)

東京都教育庁学務部副参事(都立高校改革推進担当)(平成15年6月
- 平成18年3月)

東京都教育庁学務部学校経営指導担当課長(平成18年4月 - 平成19
年5月)

東京都教育庁学務部高等学校教育課長(平成19年6月 - 平成22年6
月)

東京都中部学校経営支援センター所長(平成22年7月 - 平成24年3
月)

東京都教育庁人事企画担当部長(平成24年4月 - 平成25年6月)

東京都教育庁人事部長(平成25年7月 - 平成27年9月)

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162号)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。